

松山市オープンイノベーション 促進奨励金について

松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課 産業創出担当
(市役所本館8階)

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

TEL (089) 948-6550・FAX (089) 934-0113

E-mail : sangyou@city.matsuyama.ehime.jp

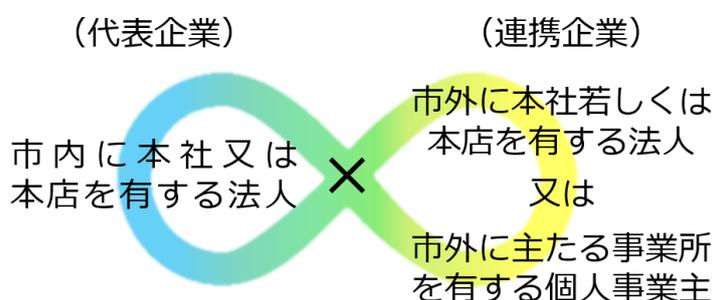
◇松山市オープンイノベーション促進奨励金の概要

市内企業の新規事業創出を促進するため、市内企業が市外企業と協働するオープンイノベーション※を支援する奨励金を給付します。

※企業が他の企業と連携して互いの知識、技術、資源等を共有することにより、新たな事業の共創、又は新たな技術、製品、サービス等を共同で開発すること。

◇給付対象者

給付の対象となるのは、市内に本社又は本店を有する法人と、市外に本社若しくは本店を有する法人又は市外に主たる事業所を有する個人事業主との連携組織です。



加えて、以下の条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 代表企業が市内に本社又は本店を有する法人であること。
- (2) 代表企業が同一の年度内に奨励金の給付を受けていないこと。
- (3) 代表企業並びに代表企業以外の法人及び個人事業主（以下「連携企業」）がそれぞれ次の要件を満たすこと。
 - ア 令和7年度えひめスタートアップ共創促進事業（愛媛県事業）又は国、他の地方公共団体、公共的団体若しくは金融機関が実施する類似の事業に参加している事業者であること。
 - イ 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていないこと。
 - ウ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項までに定める営業を行っていないこと。
 - オ 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」）でないこと又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のないこと。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のないこと。

◇給付対象事業

給付の対象となる事業は、オープンイノベーションの実現に必要な取組みであって、代表企業又は連携企業の競争力の強化又は製品、サービス等の高付加価値化に効果が認められるものとします。

◇給付額・対象経費

給付対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

給付率：4/5以内

給付対象経費：給付対象事業の実施に係る別表の経費（消費税額を除く）

給付上限額：上限額55万円（千円未満切捨て）

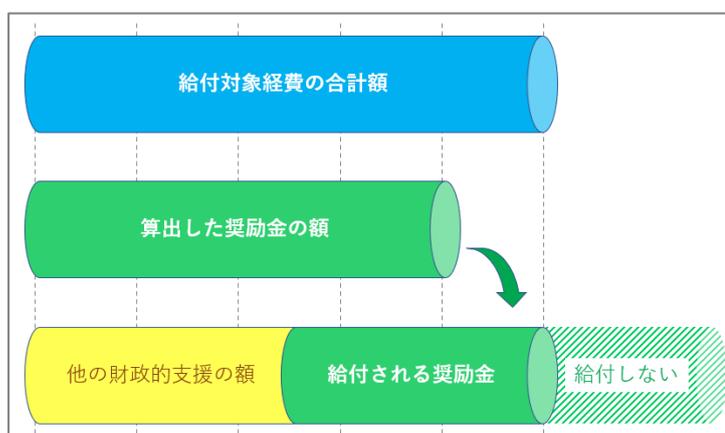
※①旅費上限5万円、②旅費以外の経費上限50万円の合計

別表：給付対象経費

費目	内容	給付率	給付上限額
旅費	現地調査、打合せ、会議への出席等に伴う移動に要する経費	4/5	5万円
報償費	外部専門家等に対する謝礼金、事業協力等に対する謝礼として支払われる経費	4/5	50万円
借料・損料	会場、機器等の賃貸借、リース契約等に係る経費		
備品費	機械、装置等の購入に必要な経費		
消耗品費	備品（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの）以外の物品の購入等に要する経費		
委託費	補助事業者が直接実施することができない業務又は適当でない業務について、他の業者に委託する経費		
通信運搬費	機材等の運搬・設置に係る経費 郵便、通信、電話等に要する経費		
広告宣伝費	パンフレット、チラシ、インターネット等による広告に要する経費		
その他経費	その他市長が給付対象事業の実施に必要と認める経費		

ただし、給付対象経費の合計額から、他の財政的支援※の額を差し引いて得た額が、算出した奨励金の額を超過するときは、超過分の奨励金は給付しない。

※国、他の地方公共団体、公共的団体又は市の補助金など



◇申請から給付までの流れ



① 給付申請 令和 8 年 3 月 31 日までに必要書類を添えて申請してください

必要書類

1. 松山市オープンイノベーション促進奨励金申請書兼請求書（様式第 1 号）
2. 松山市オープンイノベーション促進奨励金連携承諾書（様式第 2 号） ※
3. 給付対象経費内訳書（様式第 3 号）
4. 誓約書（代表企業）（様式第 4 号）
5. 誓約書（連携企業）（様式第 5 号） ※
6. 法人にあっては履歴事項全部証明書の写し, 個人事業主にあっては開業届の写し
7. パンフレット等代表企業及び連携企業の会社概要が分かる書類の写し
8. 代表企業及び連携企業が令和 7 年度えひめスタートアップ共創促進事業（愛媛県事業）又は国, 他の地方公共団体, 公共的団体若しくは金融機関が実施する類似事業の参加事業者であることを証する書類の写し
9. 領収書等給付対象経費の内容を確認できる書類の写し
10. その他市長が必要と認める書類

※連携承諾書（様式第 2 号）及び 5. 誓約書（様式第 5 号）は、連携企業（市外企業）が作成し、代表企業（市内企業）へご提出ください。

② 給付決定通知 市から通知します

③ 奨励金の給付 市から指定口座に入金します

様式第 1 号から様式第 5 号は[松山市ホームページの「松山市オープンイノベーション奨励金」ページ](#)に掲載しています。

◇申請書等の送付先

〒790-8571 松山市二番町四丁目 7 番地 2（市役所本館 8 階）
松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課 産業創出担当
TEL：(089) 948-6550・FAX：(089) 934-0113
MAIL：sangyou@city.matsuyama.ehime.jp

◇留意事項

- ・給付申請日の属する年度での支払いとなります。
- ・予算がなくなり次第締め切ります。申請の可否についてはお問い合わせください。